

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正及び
診断書（肢体の障害）の様式変更について

1. 改正の経緯

障害年金については、障害の状態に応じて障害等級（1 級から 3 級等）を認定しており、当該認定を統一的に行うため認定基準等を策定し、通知している。

この認定基準等については、新しい医学的知見などを取り入れ、順次見直しを進めており、今回は「肢体の障害」のうち、関節の機能等について、より詳細な認定要領や診断書様式の変更を求められていたことから、平成 23 年 12 月から「障害年金の認定（関節の機能等）に関する専門家会合」を開催し、関節の機能等の医療に関する専門家による議論を踏まえ、改正を行ったところである。

2. 改正の概要

① 障害認定基準

- 各障害等級における両上肢または両下肢に係る機能障害の判定方法を「関節の動く範囲や筋力の状態」とともに、「日常生活における動作」も考慮して総合的に判断するように整理する。
- 「上肢の障害」「下肢の障害」と「上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害」の基準において、適用する区分が明確になっていない部分があったため、どの基準で判断するか整理した上で、それぞれの障害等級に相当する障害の状態を例示する。
- 関節の動く範囲を、原則として自動運動（自分で動かす運動）から他動運動（医師が動かす運動）により評価するよう判定方法を変更する。
- 関節の運動を評価するにあたり、各関節の「主要な運動」を明確にする。

② 診断書の様式

- 関節の動く範囲の記載について、これまで自動運動と他動運動の双方の測定値を表記させていたが、他動運動による測定値のみとするよう記載欄を変更する。
- 手足や体の切断又は離断、変形、麻痺の状態を詳細に記載できるように図式化に変更する。

3. 施行日（障害認定基準の一部改正）

平成 24 年 9 月 1 日

4. 新様式の診断書（肢体の障害用）配付開始日

平成 24 年 8 月 1 日

「障害年金の診断書（肢体の障害）」を作成される医師の皆さんへ

国民年金・厚生年金保険の診断書 「肢体の障害用（様式第120号の3）」の様式を変更しました。

肢体の障害（関節の機能等）の認定基準の見直しに伴い、「肢体の障害」の診断書の様式を変更しました。

〔主な変更点〕

1. 切断又は離断・変形・麻痺の記載欄に人体図等を挿入しました。
2. 関節可動域の記載欄は他動可動域のみとしました。
3. 関節の運動の種類に前腕（回内・回外）を追加しました。

★ 変更後の様式の診断書を作成していただく際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

★ 平成24年9月1日以降は、変更後の様式の診断書により認定事務を行います。
(なお、新様式の診断書は8月1日以降に配布を行います。)

※ ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。



(変更後)

様式第120号の3

(肢)	国民年金 厚生年金保険		診断書		(肢体の障害用)					
(フリガナ) 氏名			生年月日	昭和 平成	年	月	日生(歳)			
住所	住所地の郵便番号	都道 府県	市区							
① 障害の原因 となった 傷病名				② 傷病の発生年月日	昭和 平成	年	月	日	診療録で確 認立て (年月日)	
④ 傷病の原因 又は誘因	初診年月日(昭和・平成 年 月 日)			⑤既存 障害				⑥既往症	診療録で確 認立て (年月日)	
⑦ 傷病が治った(症状が固定し て治療の効果が期待できな い)	傷病が治っている場合 治った日 平成 年 月 日						確認推定			
	傷病が治っていない場合 症状のよくなる見込						有	無	不明	
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見									診療回数	年間回
初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)										月平均回
⑨ 現在までの治療の 内容、期間、経過、 その他参考となる									診療回数	年間回
⑩ 計測測定 (平成 年 月 日計測)	身長 cm	体重 kg	血圧 最高 最低	mmHg mmHg						
障害の状態(平成 年 月 日現症)										
障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。 (お願い)	太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。	⑪ 切断又 は離 断・ 変形・ 麻痺	右	左	右	左				
		切断又は離断日 平成 年 月 日	■	切断 × 变形	■	感觉麻痺	■	運動麻痺		
		創面治ゆ日 平成 年 月 日	離断							
		切断又は離断の場合の神経・運動障害	断端の痛み 有 無	すぐ上の関節の異常 有 無	(有の場合は○欄に記入してください。)					
		外観	弛緩性 痒直性 不随意運動性 失調性 強剛性 しんせん性							
		起因部位	脛性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他(心因性のものと思われる場合は、その旨を右に記入してください。)							
		種類及びその程度	感觉麻痺(脱失・純麻・過敏・異常) 運動麻痺							
		反射	右 上肢 下肢 パピング反射 その他の病的反射	左 上肢 下肢 パピング反射 その他の病的反射						
		その他	排尿障害 有 無	排便障害 有 無	褥創又はその瘢痕 有 無					
		⑫ 脊柱の障害	脊柱の他動可動域			随伴する脊髄・根症状などの臨床症状				
部位	前屈	後屈	右側屈	左側屈	右回旋	左回旋				
頸部										
胸腰部										
⑬ 人工骨頭・人 工関節の装着	部位 手術日 平成 年 月 日					⑭ 握力	右 kg	左 kg		
手 足 指 関 節 の 可 動 域	部位			母指	示指	中指	環指	小指		
				屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲
	中手(足)指節間関節(M P)			右						
				左						
近位指節間関節(P I P) (母指では指節間関節)			右							
			左							

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

「診療録で確認立てる場合は、それを聽取した年月日を記入してください。
本人の申立ての場合は、「本人の申立て」のどちらかを○で開み、

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願い) 関節可動域は、健側についても記入してください。

障害の状態 (平成 年 月 日 現症)																
(16) 関節可動域及び筋力	部位	運動の種類	右				左									
			関節可動域(角度)		筋力		関節可動域(角度)		筋力							
			強直肢位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直肢位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失
肩 関 节	屈 曲															
	伸 展															
	内 転															
	外 転															
肘 関 节	屈 曲															
	伸 展															
前 腕	回 内															
	回 外															
手 関 节	背 屈															
	掌 屈															
股 関 节	屈 曲															
	伸 展															
	内 転															
	外 転															
膝 関 节	屈 曲															
	伸 展															
足 関 节	背 屈															
	底 屈															
(17) 四肢長及び四肢開			右				左									
			上肢長	上腕開	前腕開	下肢長	大腿開	下腿開	上肢長	上腕開	前腕開	下肢長	大腿開	下腿開		
			cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm		
(18) 日常生活における動作の障害の程度			一人でうまくできる場合には 「○」				一人でできてもやや不自由な場合には 「○△」				一人でできるが非常に不自由な場合には 「△×」				該当する記号を下欄	
			一人で全くできない場合には 「×」													
			日常生活における動作				右	左	日常生活における動作				右	左		
			a つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)			m 片足で立つ			n 座る (正座、横すわり、あぐら、脚なげだし)							
			b 握る (丸めた週刊誌が引き抜けない程度)						(このような姿勢を持続する)							
			c タオルを絞る (水をきられる程度)	両手					o 深くおじぎ (最敬礼) をする							
			d ひもを結ぶ	両手					p 歩く (屋内)							
			e さじで食事をする						q 歩く (屋外)							
			f 顔を洗う (顔に手のひらをつける)						r 立ち上がる	ア 支持なし でできる	イ 支持があればでき るがやや不自由	ウ 支持があればでき るが非常に不自由	エ 支持があって もできない			
			g 用便の処置をする (ズボンの前のところに手をやる)						s 階段を上る	ア 手すりなし でできる	イ 手すりがあればでき るがやや不自由	ウ 手すりがあればでき るが非常に不自由	エ 手すりがあつ てもできない			
			h 用便の処置をする (尻のところに手をやる)						t 階段を下りる	ア 手すりなし でできる	イ 手すりがあればでき るがやや不自由	ウ 手すりがあればでき るが非常に不自由	エ 手すりがあつ てもできない			
			i 上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手												
			j 上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手												
			k ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手												
			l 靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手												
平衡機能	1 閉眼での起立・立位保持の状態 ア 可能である。 イ 不安定である。 ウ 不可能である。	2 閉眼での直線の10m歩行の状態 ア まっすぐ歩き通す。 イ 少少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す。 ウ 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。	3 自覚症状・他覚所見及び検査所見													
(19) 補助用具状況	該当する数字を○で囲み、右のア・イのいずれかの使用状況を選び、〔 〕内に記載してください。															
	1 [] 上肢補装具	2 [] 下肢補装具 (左・右)	ア 常時 (起床より就寝まで) 使用				使用状況を詳しく記入してください。									
	3 [] 杖 ()	4 [] 松葉杖 (左・右)	イ 常時ではないが使用													
	5 [] 車椅子	6 [] 歩行車)													
	7 [] その他 (具体的に)															
	8 补助用具は使用していない															
(20) その他の精神・身体の障害の状態																
(21) 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	(補助用具を使用しない状態で判断してください。)															
(22) 予後 (必ず記入してください。)																
(23) 備考																

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

所 在 地

診療担当科名

医師氏名

印

関節活動範囲は次のど
ちらですか
1月持出日付

(表面)

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。〕

2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。

3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症目前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

- (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
- (2) ⑩の欄の「脊柱の他動可動域」、⑮の欄の「手(足)指関節の他動可動域」及び⑯の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によってください。

(裏面へつづく)

(裏面)

(3) ⑯の欄の「筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。

正 常・・・検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合

やや減・・・検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合

半 減・・・検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合

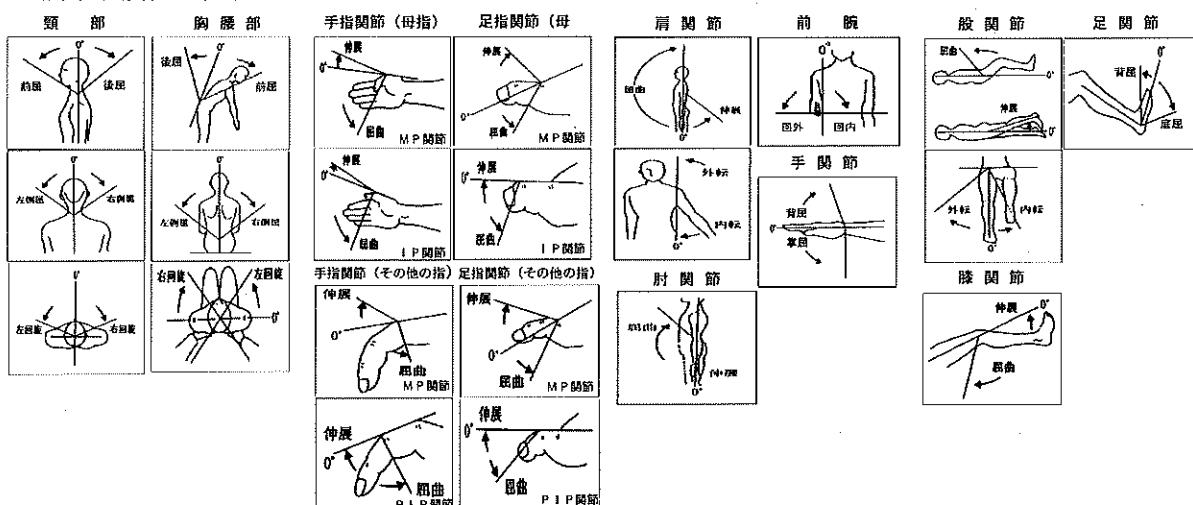
著 減・・・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合

消 失・・・いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合

(4) ⑪の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は前上腸骨棘尖端より脛骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕回、前腕回、下腿回はその最大周囲径を、大腿回は膝蓋上緑上10センチメートルの周囲径を測ってください。

(5) 脳血管障害などにより言語障害がある場合は、⑩の欄に会話状態などを記入してください。

(関節可動域測定参考図)



障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

《肢体の障害》

①欄 障害年金の支給を求める傷病名
を記入します。

・⑦欄 「傷病が治っている場合」には、
初診日から1年6ヶ月以内において、離
断・切断をした場合は離断・切断日、ま
た、機能障害の場合にはいかなる治療を
行っても回復の見込みがなく、その症状
が変わらない状態となった日を記入して
ください。
・「傷病が治っている」と判断した場合は、
その理由を裏面の⑩欄に記入してください。

⑨欄 初診日以降の治療の内容、期間、
経過、その他参考となる事項を記入して
ください。

⑪欄 脊柱に障害がある場合は、他動
可動域による測定値を記入してください。

そう入置換術後の状態で特記すべきこと
があれば、裏面の⑩欄に詳しく記入して
ください。

⑮欄 手(足)指関節の可動域に制限が
ある場合は、他動可動域による測定値
を記入してください。

※本人の障害の程度及び状態に無関係な
欄は、斜線で消してください。

様式第120号の3

國民年金 厚生年金保険		診 断 書		書 (肢体の障害用)	
(フリガナ) 姓 氏名	性別 年齢	生年月日	昭和 平成 年 月 日	性別 年 月 日	性別 男 女
①障害の原因 体質名	都道 府県 区 町 市	② 性別 の出生年月日 出生の年月日 出生の年月日	③ 年 月 日	④ 皮膚 の状況 皮膚が治つた場合 皮膚が治っていない場合 皮膚が治つない場合	⑤ 医者 看護師 施設名
⑥ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)	⑦ 诊断書 提出場所 現在の状況 現在は治った場合 現在が治っていない場合 現在が治つない場合	⑧ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)	⑨ 诊断書 提出場所 現在の状況 現在は治つた場合 現在が治つない場合 現在が治つない場合	⑩ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)	⑪ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)
⑫ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)	⑬ 诊断書 提出場所 現在の状況 現在は治つた場合 現在が治つない場合 現在が治つない場合	⑭ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)	⑮ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)	⑯ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)	⑰ 诊断書 提出場所 初診年月日 (西暦: 年 月 日)
⑩ 欄の傷病のために初めて医師 の診療を受けた日を記入します。診療録 で確認できるときは、「診療録で確認」を 〇で囲んでください。確認できないときは、 〇本人の申立て」を〇で囲み、聞き取った 日を記入してください。					
初診年月日と現症日の記入漏れがない ようお願いします。					
⑪ 欄 切断又は離断、変形、感覚麻痺、 運動麻痺がある場合は、その部位がわ かるように記入してください。					
⑯ 欄 お問い合わせの際は 記入漏れがないように記入してください。 本欄では前回問合せ 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により消してください。)					

表面

⑯ 横 肩関節、肘関節、前腕、手関節、膝関節、足関節の他動可動域による測定値を記入してください。
なお、健側と患側を比較することができますので、右左どちらも記入してください。
筋力の欄は、正常、やや減、半減、著減、消失のうち該当するものに○を記入してください。

部	位	運動の範囲	(平成)					
			四頭可動域(角度)	右	左	筋力	筋力評定	筋力評定
肩 関 脊	内 外	屈曲						
肘 関 脊	前 後	伸 屈						
前腕	外 内	旋回						
膝 関 脊	前 後	屈 曲						
足 関 脊	外 内	旋回						

⑰ 横 日常生活における動作の○～×は、「○」、「○△」、「△×」、「×」のいずれかを記入し、「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」のいずれかを○で囲んでください。
なお、必ず補助用具を使用しない状態で判断してください。
診断時に判断できない場合は、「不詳」と記入してください。

日常生活における動作	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左
歩 行	(歩行の歩行の歩行の歩行の歩行)		m步行	立ち上がり	m歩行	立ち上がり	m歩行	立ち上がり	m歩行	立ち上がり	m歩行	立ち上がり
自走	(自走の自走の自走の自走の自走)		m歩行	走る								
上体	(上体の上体の上体の上体の上体)		軽く	重く								
下肢	(下肢の下肢の下肢の下肢の下肢)		軽く	重く								
姿勢	(姿勢の姿勢の姿勢の姿勢の姿勢)		立	坐	立	坐	立	坐	立	坐	立	坐
持物	(持物の持物の持物の持物の持物)		立	坐	立	坐	立	坐	立	坐	立	坐
持物歩行	(持物歩行の持物歩行の持物歩行の持物歩行)		立	坐	立	坐	立	坐	立	坐	立	坐
持物自走	(持物自走の持物自走の持物自走の持物自走)		立	坐	立	坐	立	坐	立	坐	立	坐
持物持物歩行	(持物持物歩行の持物持物歩行の持物持物歩行の持物持物歩行)		立	坐	立	坐	立	坐	立	坐	立	坐

⑯ 横 日付の記入漏れがないようお願いします。

日付	年	月	日
----	---	---	---

四肢及ぶ四肢關節	上肢長	上腕屈	前腕屈	下腕長	上腕屈	前腕屈	下腕長	上腕屈	前腕屈	下腕長	上腕屈	前腕屈
(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	

補助用具を使用しない状態で判断してください。	○	（該当する記号を下線）
------------------------	---	-------------

日常生活中における動作	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左
(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	

日常生活中における動作	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左
(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	

日常生活中における動作	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左
(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	

（該当する記号を下線）	（該当する記号を下線）	（該当する記号を下線）
-------------	-------------	-------------

⑰ 横 使用している補助用具の数字を○で囲み、「ア」か「イ」のいずれかの使用状況を〔 〕内に記入してください。 なお、補助用具を使用していない場合は、「8」の数字を○で囲んでください。

⑰ 横 脳血管障害などにより言語障害がある場合は、会話状態などをできる限り具体的に記入してください。
--

⑰ 横 現症時の日常生活活動能力だけではなく、労働能力についても必ず記入してください。

記入漏れがないようお願いします。

印

上記のとおり、診断します。
現症時の日常生活活動能力
（ADL）
生活自立度
自立
少しづつ可能
扶持
扶杖
車椅子
他人の扶助

現症時の会話状態
能良好
理解困難
失語

診断



日本年金機構

Japan Pension Service

検索 [ホーム](#) [サイトマップ](#) [English](#)

読み上げるには 文字の大きさ 小 中 大

[日本年金機構について](#) [アニュアルレポート](#) [採用情報](#)年金に加入している方
これから加入する方年金を受給している方
これから請求する方

事業主の方

年金Q&A

申請・届出様式

全国の相談・手続き窓口

電話での
年金相談窓口

トップ > 全国の相談・手続き窓口

申請・手続きを調べる

- [20歳になった方](#)
- [年金に加入している（する）方](#)
- [事業主の方](#)
- [年金を請求する方](#)
- [年金受給者の方](#)
- [海外に居住する方](#)
- [年金相談をする方](#)

年金のことを調べる

- [年金制度全般](#)
- [加入と保険料納付](#)
- [国民年金](#)
- [厚生年金保険](#)
- [<健康保険\(協会けんぽ\)>](#)
- [年金の受け取り](#)
- [老齢年金](#)
- [障害年金](#)
- [遺族年金](#)
- [その他の給付](#)
- [これから受給する方（60-65歳）](#)
- [社会保障協定](#)
- [各種特例法](#)

通知書の見方を調べる

年金記録を調べる
(ねんきんネット)

今月のアクセスランキング

- 1位 [年金のことを調べる](#)
 - 2位 [国民年金保険料](#)
 - 3位 [これから受給する方...](#)
- [一覧を見る](#)

全国の相談・手続き窓口

年金事務所や街角の年金相談センターをさがす

事務所名で探す 電話で確認する [\[コールセンターへ\]](#)事務所の所在地は
携帯電話でも確認できます!年金相談は、[ねんきんダイヤル](#)でも受け付けています。

年金事務所の管轄区域

北海道

青森

岩手

宮城

秋田

山形

福島

長野

茨城

栃木

群馬

栃木

新潟

長野

千葉

東京

千葉

東京

神奈川

山梨

愛知

三重

奈良

奈良

富士

石川

岐阜

静岡

愛知

三重

奈良

奈良

福井

大阪

兵庫

滋賀

京都

奈良

奈良

奈良

和歌山

鳥取

島根

岡山

広島

山口

山口

山口

鹿児島

徳島

香川

愛媛

高知

熊本

大分

宮崎

沖縄

年金相談される時の
お願い

受付時間のご案内



年金事務所の混雑状況

プロック本部一覧

日本年金機構では、全国を9つのプロックに分けて各プロックごとにプロック本部を設置しています。

各プロック本部は、年金事務所等の業務を支援しています。

所在地（連絡先）や管轄区域はどちら

※年金相談は、全国の年金事務所、街角の年金相談センター、またはねんきんダイヤルで受け付けています。

全国の相談窓口

北海道

青森

岩手

宮城

秋田

山形

福島

茨城

栃木

群馬

埼玉

千葉

東京

神奈川

山梨

富士

石川

岐阜

静岡

愛知

三重

福井

大阪

兵庫

滋賀

京都

奈良

和歌山

鳥取

島根

岡山

広島

山口

徳島

香川

愛媛

高知

福岡

佐賀

長崎

熊本